

意見陳述書

2021年（令和3年）3月1日

弁護士 吉田 良尚

1 私は、原告代理人弁護士の吉田良尚です。

新安保法制違憲国賠長崎訴訟の弁論終結にあたって意見陳述をさせていただきます。

さて、全国における安保法制違憲訴訟の状況ですが、2016年4月26日に東京で訴訟が提起されたのを皮切りに、全国22の裁判所に25の訴訟が提起されました。一つの憲法問題に関してこれほど多くの訴訟が全国各地で提起されたことは未だかつてありません。それだけこの問題について、いかに多くの国民が真剣に考え、行動しているのか、又深刻な問題であるのかがお分かりいただけると思います。

それらの訴訟のうち、現時点で、7件の地裁判決及び1件の高裁判決が出されておりますが、これらの判決はいずれも国賠法の保護に値する権利ないし法的利益の侵害がないとして、憲法判断を回避し、原告らの請求を棄却するものでした。これらの7つの地裁判決に対する批判は、先ほど太田弁護士が陳述した通りです。

私は、少なくとも長崎におけるこの訴訟においては、原告らの国賠法の保護に値する権利ないし法的利益の侵害がないとして憲法判断を回避することは到底許されないものと信じています。

2 それはとりわけ本件原告らには多くの被爆者が含まれていることです。どうして多くの被爆者が、国を相手にこの訴訟を提起せざるを得なかったのか。それは、被爆者らが、幼少期から青年期にかけて究極ともいべき戦争被害を受け、そしてその被害は現在も続いているからに他なりません。本件で証言された自らも被爆者であり医師である朝長万佐男さんは、原爆放射線の人体影響が生涯持続することは確定した事実と言えること、また被爆者には生涯にわたって不安と恐怖を持ち続け、そのためうつ病やPTSDなどの精神疾患が多いことも明らかになっていると述べておられます。

被爆者は、戦争が終わってこれまで日本国憲法の下で平和に暮らすことによって何とか精神の安らぎを得てきました。被爆者は、戦争や原爆によって残酷で悲惨な経験をしたことから、もう二度とあのような目には遭いたくない、絶対に子や孫たちにあのような目に遭わせたくない、

再び被爆者を作らせないという固い気持ちで、日頃から核廃絶や平和に対して強い思いを持っており、原告築城昭平、原告森内實、原告早崎猪之助等多くの被爆者が被爆体験の語り部活動をしてきているのです。

ところが、新安保法制が成立、施行されたことによって、わが国が他国の紛争に荷担し、巻き込まれる可能性が高まり、再び戦争の惨禍に見舞われることが現実的な問題として考えられるようになりました。しかも核兵器を保有する国が増加している状況にあります。被爆者は、あの戦時中の異常な日常生活そして原爆による残酷で悲惨な被害が再びやって来るのではないかと怯えて暮らすことになったのです。そして、自分たちのこれまで核廃絶や平和の重要さを若い人たちに伝えていく活動をしてきたその生きざまを否定されたのです。

そのようにして本件原告らの人格権、平和的生存権が侵害されたのです。

本件訴訟における原告本人尋問や陳述書等によって、裁判所に十分にその声は届いているものと信じます。

- 3 残念ながら世界の様々な地域において現在も戦争の火種が絶えることはありません。今回提出した準備書面 30 では、戦争の危険性がある地域として、特に朝鮮半島問題、対中国の問題、中東問題を取り上げていますが、ここでは、朝鮮半島の問題に絞って述べたいと思います。

朝鮮戦争は現在休戦中ですが、この10年くらいの間だけでも、①北朝鮮が韓国のヨンピョンドを攻撃し、韓国側がその報復としてより長射程の砲弾を撃ち込むということがあったり、②韓国軍の哨戒艇が魚雷によって撃沈され、多くの乗員が亡くなるという事件が起きたりしている状況で、偶発的な武力衝突が常にありうる状態となっています。

戦争は実際どのようにして始まるのかといえば、様々な原因やきっかけが考えられますが、日中戦争では、1937年7月の盧溝橋事件というほんの小さな事件が発端となりました。中国軍から発砲があったことがきっかけとなって衝突が発生したということですが、その小さな衝突がその後8年間にもわたる日中戦争、太平洋戦争につながっていったのです。つまり軍隊同士がにらみ合い、小競り合いをしている状況は、戦争に発展する危険と常に隣り合わせにあるということを私たちは考えておかなければならないと思います。

現在、韓国には米軍が駐留しています。仮に、北朝鮮軍と韓国軍の武力衝突が戦争に発展した場合には、米軍は韓国軍と共に北朝鮮に対して武力

行使をすることになるでしょう。又それは日本海を隔てた近傍の国での戦争になりますので、新安保法制法に基づいて重要影響事態と認定されると考えられます。また、米軍が攻撃されれば、存立危機事態ということになるでしょう。そして、存立危機事態となって、自衛隊が米軍の戦闘に参加すれば、北朝鮮側から日本への攻撃が行われて武力攻撃対処事態にエスカレートしていくのではないかと想定されるのです。

また、自衛隊法95条の2が新たに追加されたことで、日本政府が米国から要請を受けた場合には、自衛隊が米軍の武器を防護するために武器使用をすることが考えられます。この武器使用から、北朝鮮側から日本への攻撃が行われて武力攻撃対処事態にいたる可能性もあります。この武器等防護としての米艦防護が、米朝関係が極度に緊張していた2017年5月に現に実施されました。これは北朝鮮にとって、日本がアメリカと一緒にあって軍事的に対立する当事者として明確に立ち現れたことを意味します。

この武器等防護は、2017年に2件、2018年に16件、2019年に14件、また2020年には25件実施されたと公表されています。このように、件数だけが公表されているだけで、実際にどのような活動が行われたのかは、先ほど述べた2017年5月の活動以外は知ることができません。2017年5月の実施例は、マスコミが取材する中で行われたため明らかとなりましたが、その他の実施例の具体的内容はいわゆる「特定秘密」とされているようで国民には知らされていません。

このように、存立危機事態を理由とした武力行使や米軍の武器等防護をきっかけとして、北朝鮮が日本に対して攻撃する可能性が考えられるのです。

しかも、2017年には、米国と北朝鮮が戦争の寸前までいっていたことが明らかとなっているのです。

一つには、米国のトランプ前大統領が、著名なジャーナリストであるボブ・ウッドワード氏のインタビューに対し、（北朝鮮との戦争は）「誰もが把握していた以上に差し迫っていた」と指摘したと報道され、そしてそのインタビューをまとめたRAGE（怒り）という本が出版されて話題を呼びました。

また、2017年当時自衛隊トップである統合幕僚長を務めていた河野克敏氏が「「米朝危機」自衛隊が最も緊迫した瞬間」という文藝春秋の記事で明かしたところによれば、「任期中、様々なことがありましたが、最も緊張感を覚えたのはやはり2017年の「北朝鮮事案」です。当時北朝鮮は

弾道ミサイル発射の距離を伸ばし、射程圏にグアム、ハワイ、ワシントン
を収めるなどアメリカに対して、日に日に行動をエスカレートさせていま
した。」「9月の国連総会で、トランプ大統領は、「米国と同盟国を守る
ことを迫られれば、北朝鮮を完全に破壊する以外の選択はない」と演説。
今までとは“違った段階“にきていると感じました。米軍とは、ジョゼフ
・ダンフォード統合参謀本部議長やハリー・ハリス太平洋軍司令官と頻繁
に連絡を取り合い、日米で緊密に連携して、対応していました。アメリカ
は「すべてのオプションはテーブルの上にある」と北朝鮮に伝えていまし
た。米軍が軍事行動に踏み切り、朝鮮半島有事になる可能性も考えられま
した。もしそうなった場合、自衛隊はどう動くか。私としては、「頭の体
操」はしていました。その中身を申し上げることはできませんが。」とい
う状況だったのです。

これらの記事から、2017年2月以降の北朝鮮によるミサイル発射実
験をきっかけとして、アメリカと北朝鮮との間に戦争が始まる危機が現実
に生じていたこと、そして、河野前統合幕僚長はその場合、北朝鮮と戦争
状態に立ち至った事態のことを真剣に検討していたことを明らかにしてい
るといえます。すなわち、2017年には新安保法制に基づき「重要影響
事態」あるいは「存立危機事態」であるとして、自衛隊に対して何らかの
命令がいつでも出せる状況があったことを裏付けるものです。また、この
発言は自衛隊のトップの発言であり、内閣と連絡をとりあって協議を重ね
ていたことが十分想定されるのです。

このように、2017年当時朝鮮戦争が再発する具体的危険性があった
と言わざるを得ません。

- 4 青井美帆教授は、意見書（甲 B37）の中で、「そもそも9条は国民の自
由や人権との関係でどう位置付けられるか考えるに、戦争や武力の行使は
必ず誰かの自由や人権への侵害をもたらすこととなることに思いをいたす
必要がある。」「実際に権利や自由への侵害が生じてしまっただけから
こそ、侵害が生じる一歩手前の段階で、そのような個別具体的な侵害が生
じることを防ぐための手段だったのではないか。」「侵害の手前で制度的
に自由を確保するものであることが憲法で選択されたのである。」

「手前で防止するという性質から、たとえば、「防火壁」のような
ものである。そうである以上、日本国憲法9条に違反する国家行為がなさ
れたからと言って、従来説かれている意味での具体的権利侵害事件として
構成することが難しいのは当たり前である。

ここで、もし「防火壁」を壊すような国家行為があったとしても、伝統的な意味での具体的な権利利益侵害が生じていないから裁判所が取り扱えないというのでは、「手遅れになってからではないと扱えない」と言わんばかりであり、一歩手前で防いで自由を確保するという制度の趣旨が没却される。それは、結局のところ、人権の保障という司法の果たすべき役割を放棄することにもなりかねない。」と述べておられます。戦争による被害を考える場合には、このような考慮も必要です。

又安全保障に著しい支障を与えると判断された情報はいわゆる特定秘密に指定されており、一般国民には公開されません。武器等防護としての米艦米機防護の件数にしても、その数だけが翌年に公開されるだけで、どのような米艦米機防護がなされたのかについて私たち国民が知ることはできないのです。

そのように国民はどれだけ戦争の具体的危険性があるのかということについて情報を知ることができない状況なのですから、戦争による被害については、その具体的危険性のレベルが蓋然性の程度までなくても相当程度認められれば良いという考えも必要であると考えます。

- 5 日本の憲政史上この新安保法制ほど明白に違憲の法律が立法されたことを私は知りません。本件訴訟において、私たちは、新安保法制が明白に違憲であることを立証するために宮崎礼壹元法制局長官の証人尋問を申請しましたが、裁判所はこれを採用されませんでした。そのことについて私たちは、裁判所も新安保法制が明らかに違憲であることを十分理解されているから採用されなかったのだと思っています。

この裁判では、憲法を無視して「数」の力で物事を決め暴走する立法、行政に対して、憲法の番人である裁判所が憲法に照らしてその行為が合憲なのか違憲なのかを「理」をもって判断するという存在意義が問われているのだということ、そして、最高裁判所は憲法 81 条によって憲法判断について最終的な責務を負っているわけですから、国民・市民は、裁判所がその責務をきちんと果たすのかどうかを凝視しているということを申し上げたいのです。

しかも、被告国の応訴態度は、この裁判に真摯に向き合おうとはしないものでした。そのことは、原告が準備書面 (20) で重要な論点と考えている 10 項目について釈明権行使の申し立てをし、裁判所から意見を求められた被告国がこれに応答しようとしなかったことから明らかです。

- 6 ジョン・ロバーツ米連邦最高裁長官のミネソタロースクールでの 2018

年 10 月 16 日のスピーチの一部をぜひ紹介しておきたいと思います。これは、トランプ政権が 2017 年 1 月に発足した後になされたものであることから注目にも値するものと思います。

「司法部が（他の政治部門と）どのように異なっているのか、また異なっているべきかということ強調したいと思います。

私は公職についている人に対して大変な尊敬の念を抱いています。何しろ彼らは人民のために活動しているのです。我々司法部の人間は、一定程度謙虚でなくてはなりません。我々は人民のために活動しているのではないのですから。他方で我々が活動しているのは憲法のためです。我々に課せられた役割はいたって明確です。それは合衆国憲法と連邦法を解釈し、政治部門の活動が憲法と法の枠内にあるようにすることです。

そうした任務のためには、言うまでもなく政治部門からの独立が必要です。そうした独立が無かったら、最高裁のこれまでの歩みはずいぶん違ったものになったでしょう。」「そして今まで、時々にはわたって、裁判所は間違いを、時にはひどい間違いも犯しました。それはコレマツ判決のように、裁判所が政治的圧力に屈した時に起こったのです。あの事件では、恥ずべきことに第 2 次世界大戦中の日系アメリカ人の強制収容を支持してしまいました、」

このようにロバーツ長官は、三権分立における司法の役割が、政治的圧力に譲歩あるいは屈することなく、政治部門の活動が憲法の枠内にあるようにすることにあると明確に述べています。

7 私たちは、裁判所に対して、特別なことをしてほしいということを訴えているわけではありません。このロバーツ長官の言葉のように、裁判所が日本国憲法のために働いて欲しいと思っているだけです。又憲法のために働くということは、裁判官だけでなく、国の代理人である訟務検事も我々原告代理人弁護士も法曹すべて同じはずです。この訴訟の代理人を務めている弁護士とりわけ若手弁護士たちの多くは、思想信条はともかくとしてこのように明白な憲法違反の法律がまかり通るのを放置しておくわけにはいかない。放置しておけば法曹・法律家として国民に顔向けできないという思いでこの訴訟の代理人になっています。

新安保法制は、憲法 9 条違反が明白な違憲無効の法律であり、手続面でも憲法違反の法律です。私達は、内容的にも手続的にも違憲のこの一連の新安保法制を有効なものとして認めることは憲法破壊への一步を許してしまうことになると考えています。時の政治部門の憲法無視の行為

を許してしまうことは、国民主権を破壊し、国民、市民の人権を侵害し、そして平和主義を蔑ろにする国家に変えることを許すことになってしま
うからです。

私たちは、憲法第 12 条前段で、国民に対して自由・権利の保持義務を
課していることからやむに已まれずこの裁判を提起しました。裁判官は
第 99 条で憲法遵守義務を負っています。この裁判ではまさにそのことが
確認されるべきであり、裁判所には、立憲主義、法の支配の健在を是非
示していただきたいのです。

長崎地方裁判所に対して、後世にわたって裁判所の責任をきっちり果
たしたと評価されるような判決をされるよう切望いたしまして、私の意
見陳述とします。

以上